

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年十月三日から令和八年二月三日まで
に奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ大和高田店

所在地 大和高田市曾大根一丁目一五番三〇号

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

（変更後）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

（変更後）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

三 変更年月日

令和七年六月十九日

四 届出年月日

令和七年九月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十月三日から令和八年二月三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ天理店

所在地 天理市東井戸堂町二三七―一ほか一七筆

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

（変更後）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

（変更後）名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

三 変更年月日

令和七年六月十九日

四 届出年月日

令和七年九月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十月三日から令和八年二月三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ橿原北店

所在地 橿原市小槻町五一五

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

(変更後) 名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 杉本 正彦

(変更後) 名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市城南二丁目七番五号

代表者 代表取締役 細川 裕一郎

三 変更年月日

令和七年六月十九日

四 届出年月日

令和七年九月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十月三日から令和八年二月三日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで